

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：平成30年8月10日（平成30年（独情）諮問第49号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（独情）答申第66号）

事件名：大学院農学生命科学研究科・農学部が保有する「特定年度修士課程（一般・社会人）学生選抜試験合否数一覧表」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大学院農学生命科学研究科・農学部保有の特定年度修士課程（一般・社会人）学生選抜試験合否数一覧表（1枚1頁）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月13日付け第2017-97号により、国立大学法人東京大学（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

処分を取り消し、「合格者最低点」の開示を求めます。（受験した専攻だけでもかまいません。）

イ 審査請求の理由

（ア）一般的に、「合格者最低点」は多くの大学入試において広く公開されている情報です。国立大学協会が示している「国立大学の入試情報に関する基本的な考え方」（平成17年6月15日改正版）では、合格者最低点は、「開示の請求を受けるまでもなく」、「当然の責務として」、「自主的・積極的に開示する情報」としており、最も開示優先度が高い情報として分類されています（3頁）。この文書は主に学部入試に向けて示されたもので、大学院入試に向けたものではありません。しかしながら、合格者最低点については、大

学院入試においても、その扱いに大きな違いはないと考えられ、同様に開示優先度の高い情報であるという指針とすることができます。

実際に、特定研究科（特定専攻）は、合格者最低点をはっきりと開示してくれました。それだけでなく、最高点や合格者平均点まで含めて開示してくれました。研究科や専攻によって、いくらか事情が違うのは理解できますが、ここまで開示に大きな格差があるのは不合理です。ここまで大きな格差を生むほど、入試の事情に大きな違いがあるとも考えられません。したがって農学生命科学研究科も、同様に開示できるはずです。

(イ) 次に、合格者最低点を不開示とした理由について意見を申し上げます。

a 不開示とした理由のひとつとして、法5条1号をあげて、「個人を識別できる情報」としてありますが、合格者最低点によって個人を識別することなど不可能です。もし、「学部入試に比べて人数が少ないから」というのであれば、再び上記の文書を取り上げますが、開示を控えるのは「合格者が10人程度」の場合としています（6頁）。私が受験した専攻（特定専攻）は合格者が特定人数もいます。ちなみに、合格者最低点を開示した特定研究科（特定専攻）の合格者数は特定人数で、ほぼ同じです。合格者最低点によって個人を識別するのは不可能であり、5条1号には該当しないと考えられます。

b 不開示とした理由の2つめとして、法5条4号をあげて、「入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり」とし、また、同号ハ（・・・正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法もしくは不当な行為を容易にし、・・・）などをあげていますが、合格者最低点を知ったからといって、一体どんな違法・不当行為ができるのでしょうか。そんなことは不可能でしょう。悪用などできないからこそ、合格者最低点は一般的に広く公開されているのです。

また、「正確な事実の把握を困難にするおそれ」というのは、入試においては、「受験生の能力を正確に把握できなくなる」という意味だと考えられますが、合格者最低点を知ったからといって、その受験生が何か特別な対策を立てられるとは考えられません。受験生にできることは、試験に向けて一生懸命勉強し、試験で一生懸命考えて解答する、ただそれだけのことです。

不開示の理由としてあげられているものは、憶測にもとづく抽象的な可能性以外の何ものでもなく、合格者最低点を開示しても入試事務の遂行には何ら支障を及ぼさないと考えられます。した

がって5条4号にも該当しないと考えられます。

(ウ) 以上、上記(ア)及び(イ)からすると、合格者最低点すら開示しないというのは、入試の一般的な基準から外れており、不開示とした理由も、相当の蓋然性があるとは全く考えられません。したがって、合格者最低点は開示されてしかるべきであり、開示を求めます。

(2) 意見書

ア 諮問事件

本件対象文書(資料A, 省略)の合格者最低点の開示を求めた私の主張に対して、諮問庁は「理由説明書」で、おおむね以下のような説明をしています。

(ア) 大学院入試では、入学定員の規模、入試の内容、入試の方法が各専攻で大きく異なっており、他の研究科・専攻が合格者最低点を開示したからといって、当該研究科・専攻が開示しなければならないということはない。

(イ) 法5条1号については、文書の中に少人数の欄もあるので同号を記載しており、合格者最低点が個人を識別できる情報に該当しているわけではない。

(ウ) 学生募集要項には、「合否は、筆記試験、口述試験、提出書類等に基づき、総合的判断のうえ決定される。ただし、著しく評価の低い項目があった場合は不合格となる場合がある。」と明記している。合格者最低点が不合格者最高点より低いケースが生じるので、その点数を公開すると無用の混乱が生じるおそれがある。あくまでも総合的に合否を判断しており、今後の入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、及び正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、法5条4号柱書き及び同号ハに該当するため不開示としている。

イ まず、上記ア(イ)により、法5条1号については争点ではないということは分かりました。

とすると、上記ア(ア)及び(ウ)が不開示の理由として正当なのか(つまり法5条4号柱書き及び同号ハに該当するのか)ということでしょう。

上記ア(ア)で述べられているように、『大学院入試では、入学定員の規模、入試の内容、入試の方法が各専攻で大きく異なる』ということは理解しています。つまり、それは上記ア(ウ)にあるように、当該専攻においては、『合否は、筆記試験、口述試験、提出書類等に基づき、総合的判断のうえ決定される』ということでしょう。とすると、『著しく評価の低い項目があった場合は不合格』となる場合があり、『合格者最低点が高不合格者最高点より低いケースが生

じる』のは確かでしょう。

しかし、だからといって、『合格者最低点を公開すると無用の混乱が生じるおそれがある』というのは、不合理です。

なぜなら、諮問庁の言うように、募集要項に、『合否は、筆記試験、口述試験、提出書類等に基づき、総合的判断のうえ決定される。ただし、著しく評価の低い項目があった場合は不合格となる場合がある』と明記されているからです。（資料B、省略）

募集要項に明記されているのですから、「合格者最低点が不合格者最高点より低いこともある」ということは、誰でも理解できるでしょう。ですから、諮問庁が心配しているような『無用の混乱』は生じません。募集要項に明記されているのですから、「著しく評価の低い項目があったのだろう」と理解できるでしょう。

したがって、『無用の混乱』は生じないので、入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすことはないと考えられます。

そもそも、法5条4号の『適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』については、その「支障」の程度は名目的なものでは足りず、現実的なものが要求されます。

また、その「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されます。

今回、諮問庁が言っている「支障」は、現実的でしょうか？

「おそれ」の程度は、法的保護に値する蓋然性があるでしょうか？

なお、合格者最低点を開示してくれた特定研究科（特定専攻）も、『（合格者）最低点以上の点数をとった受験者でも不合格となることがある』と言っています。（資料C-1、C-2、省略）つまり、状況は同じなのです。

それでも合格者最低点を開示しているのは、『無用の混乱』が生じていないからであり、『入試事務への支障』も生じていないからでしょう。

つまり、諮問庁（農学生命科学研究科）が心配していることは、実際には起こりえないことであり、杞憂なのです。

支障は現実的とは言えず、法的保護に値する蓋然性もないと考えられます。

以上により、合格者最低点の開示は法5条4号柱書きに該当しないと考えられます。

ウ また、同号ハの『正確な事実の把握を困難にするおそれ』については、諮問庁が具体的な説明をしていません。それは具体的にどういうことを指しているのか、同号ハに関する補足理由説明書の提出を諮問庁に求めてください。

諮問庁が補足説明書を提示した後、それに対しては、再び意見を申し上げます。

おそらく、『受験生が得点を取ることを重視してしまう』というような懸念だろうと思いますが、それも上と同様に不合理です。

募集要項に『総合的に合否を決定する』と明記されているし、審査請求書（上記（１））で述べたように、合格者最低点を知ったからといって、何か特別な対策が立てられるわけではありません。

現実的な話をしますが、一般的に、大学院入試において、得点だけで合否が決まるとしている受験生はいないでしょう。提出書類など、得点化されない部分があることは分かっています。（なお、特定専攻の口述試験は得点化されて専門科目に合算される（資料D、省略））『合格者最低点を開示したら正確な事実（能力・適正など）の把握が困難になる』というのは、現実から飛躍しすぎた論理と言わざるを得ません。

いずれにしても、同号ハには該当の余地はないと考えられます。

エ 以上により、本件の場合においては、合格者最低点の開示は法5条4号柱書きにも該当せず、同号ハにも該当しないので、法5条の原則通り、開示するべきものであると考えられます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について部分開示とした理由について

本件対象文書は「大学院農学生命科学研究科保有の特定年度修士課程（一般・社会人）学生選抜試験合否数一覧表」である。

審査請求人は、「農学生命科学研究科修士課程（特定専攻）特定年度入学試験における合格するために必要だった得点」を開示請求し、当該研究科としては文書を特定したうえで、個人を識別できる情報であって法5条1号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものが含まれている部分を不開示とするとともに、公にすることにより、入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書き及び同号ハに該当する部分を不開示とする部分開示を平成30年4月13日付けで行った。処分庁では、学部入試においては合格者の最高点、最低点、平均点等を公表しているが、大学院入試においては、入試の内容、入試方法などが専攻によって大きく異なり、いわゆる合格者最低点を公表している専攻があるものの当該専攻では入試事務等に支障がある情報として不開示としたものである。

これについて、審査請求人は、平成30年7月9日付けの審査請求書のなかで原処分を取り消し、「合格者最低点」の開示を求めている。

2 審査請求人の主張について

処分庁が不開示とした部分とその理由に関し、審査請求人は、

（１）一般的に合格者最低点は多くの大学入試において広く公開されている

情報で、国立大学協会が示している「国立大学の入試情報に関する基本的な考え方」では自主的・積極的に開示する情報としており、最も優先度が高い情報として分類されている。実際に、処分庁の他の特定研究科専攻は、合格者最低点をはっきりと開示してくれた。ここまで開示に格差があるのは不合理である。

- (2) 法5条1号の個人を識別する情報としているが、合格者最低点によって個人を識別することなど不可能である。開示を控えるのは合格者が10人程度の場合としており、受験した専攻の合格者は、合格者最低点を開示した特定研究科専攻の合格者とほぼ同じであり、法5条1号には該当しないと考えられる。
- (3) 法5条4号をあげて、「入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」などをあげていますが、合格者最低点を知ったからといって、一体どんな違法・不当行為ができるというのか。悪用などできないからこそ合格者最低点は一般的に広く公開されている。不開示の理由としてあげられているものは、憶測にもとづく抽象的な可能性以外の何ものでもなく、合格者最低点を開示しても入試事務の遂行に支障をおよぼさないと考える。

したがって、「合格者最低点は開示されるべきであり、開示を求める。」と主張している。

3 以上の審査請求人の主張に対する説明に際して、

- (1) 国立大学協会が示している「国立大学の入試情報に関する基本的な考え方」は学部入試を想定しており、大学院入試を想定している訳ではないこと、また他の特定研究科・専攻は合格者最低点を開示してくれたとのことだが、大学院入試については、入学定員の規模、入試の内容（一般科目、専門科目、口述試験、本人からの提出資料等）、入試の方法（一般科目と専門科目の比重割合や筆記試験と口述試験の比重割合等）が各専攻によって大きく異なっており、一概に他研究科・専攻が開示したからと言って、当該研究科・専攻が開示しなければならないということはないと考える。
- (2) 法5条1号については、特定した文書の中に、他学部1名とか不合格2名、欠席1名という少人数の欄もあり、その場合は、特定の個人を識別できると考えられるため同号の不開示理由を記載しており、当該専攻の合格者最低点が特定の個人を識別できる情報に該当している訳ではない。
- (3) 当該研究科の学生募集要項には、「合否は、筆記試験、口述試験、提出書類等に基づき総合的判断のうえ決定される。ただし、著しく評価の低い項目があった場合は不合格となる場合がある。」と明記している。従って、著しく低い評価の項目がある場合は不合格となる場合がある。

合格者最低点が不合格者最高点より低いケースが生じるので、その点数を公開してしまうことにより無用の混乱を生じさせるおそれがある。

処分庁としては、あくまでも筆記試験、口述試験、提出書類等に基づき合否を総合的に判断しており、合格者最低点を公にすると、今後の入学試験事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、法5条4号柱書き及び同号ハに該当するため不開示としている。

したがって、処分庁の決定は妥当なものであると判断する。

4 以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年8月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月6日 | 審議 |
| ④ | 同年10月9日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同月25日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 平成31年1月10日 | 審議 |
| ⑦ | 同年2月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「特定年度農学生命科学研究科修士課程（特定専攻）入学試験（実施特定年）において合格するために必要だった得点」の開示を求めるものであり、処分庁は、「大学院農学生命科学研究科・農学部保有の特定年度修士課程（一般・社会人）学生選抜試験合否数一覧表（1枚1頁）」を本件対象文書として特定し、その一部を法5条1号並びに4号柱書き及びハに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、合格者最低点の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、農学生命科学研究科に係る特定年度修士課程学生選抜試験合否数一覧表であり、不開示とされた部分は、各専攻ごとに、志願者数、合格者数、不合格者数、欠席者数、合格者最低点、不合格者最高点及び社会人特別選抜に係る情報であり、審査請求人は、そのうち合格者最低点に係る情報の開示を求めている。

(2) 諮問庁は、不開示理由について、理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたと

ころによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 法5条1号については、特定した文書の中に、他学部1名とか不合格者2名、欠席1名という少人数の欄もあり、その場合は、特定の個人を識別できると考えられるため同号の不開示理由を記載しており、合格者最低点が特定の個人を識別できる情報に該当している訳ではない。

イ 当該研究科の本件対象文書に係る年度の学生募集要項には明記されていないが、最近の学生募集要項には、「合否は、筆記試験、口述試験、提出書類等に基づき総合的判断のうえ決定される。ただし、著しく評価の低い項目があった場合は不合格となる場合がある。」と明記されている。当該研究科の入学試験の取扱いは、本件対象文書に係る年度から最近まで変更はないことから、当時においても、上記の取扱いがなされていたことに間違いはない。

ウ 本件対象文書に係る年度の当該研究科の筆記試験及び口述試験の配点及び合計点については、受験生から問合せがあれば回答している内容であり、公にしている情報である。

エ 諮問庁としては、当該研究科は、筆記試験、口述試験、出身校の成績表等に基づき合否を総合的に判断しており、著しく低い評価の項目がある場合は不合格となる場合があることから、合格者最低点が不合格者最高点より低いケースが生じるので、合格者最低点を公にすると、無用の混乱を生じさせるおそれがあり、入学試験事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、不開示とすることが妥当と考える。

(3) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ、検討する。

ア 合格者最低点が不合格者最高点より高い場合には、合格者最低点を公にしても、無用の混乱を生じさせるおそれがあるとは認められず、入学試験事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められない。

イ さらに、当審査会において、諮問庁から本件対象文書に係る年度の当該研究科の学生募集要項の提示を受けて確認したところ、「合否は、総合的判断の上決定され、著しく評価の低い項目があった場合は不合格となる場合がある」旨の記載は認められないが、選抜方法として「筆記試験（一般教育科目・外国語・専門科目）、口述試験、出身校の学業成績、推薦状（特定専攻出願者のみ）」と記載されており、また、諮問庁は、筆記試験及び口述試験の配点及び合計点は、受験生から問合せがあれば回答している旨説明するところ、合格者最低点が不

合格者最高点よりも低いケースが生じたとしても、その要因は、出身校の学業成績等の評価によるものであることは容易に想定されることから、合格者最低点が不合格者最高点より低い場合において、合格者最低点を公にしても、無用の混乱を生じさせるおそれがあるとまでは認められず、入学試験事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとする上記（２）の諮問庁の説明は首肯できない。

ウ したがって、審査請求人が開示すべきとする部分は、法５条４号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 付言

不開示とした部分とその理由について、本件開示決定通知書には、「個人を識別できる情報であって法５条１号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものが記されている部分を不開示とする。」、「公にすることにより、入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法５条４号柱書き及び同号ハに該当する部分を不開示とする。」と記載されているだけであり、本件対象文書が１頁のみの表形式で項目等が開示されていることから記載内容はおおむね推測できるものの、どの不開示部分が上記の不開示事由のいずれに該当するのか必ずしも明らかにされているとはいえない。

理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、開示決定通知書に提示すべき理由としては、開示請求者において、どの不開示部分が法５条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法８条１項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号並びに４号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書き及びハのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子